

かしよう ぶんきやうく けんり かん じやうれい そあん
(仮称) 文京区こどもの権利に関する条例 (素案)

ぜんぶん
前文

こどもからの声

わたしたちは、「こどもの権利」を持っています。

「こどもの権利」について、大人にもこどもにも、全ての人に知ってほしいです。

がっこう ちいき みちか ばしよ けんり し まな きかい
学校や地域など身近な場所で「こどもの権利」について知り、学ぶ機会をつくってほしい
です。

けんり じぶんじしん かんが みちか ひと こえ
わたしたちも、「こどもの権利」について自分自身の考えをもち、身近な人から声をかけ
て広めていきます。

いけん ひてい う と さんちやう
こどもの意見をはじめから否定することなく、しっかりと受け止めて、尊重し、こどもにと
って何が一番よいかを第一に考えてほしいです。

おとな いけん りかい なつとく りゆう せつめい
大人の意見については、こどもが理解して納得できるように理由をしっかりと説明してほし
いです。

みずか かんが じぶん き おとな こえ き
こども自らが考えて自分のことを決めていきたいので、大人は、こどもの声を聴いて、
みまも ひつよう てだす
見守り、必要な手助けをしてほしいです。

おとな おな たちば たいとう はな あ ば あんしん いけん い ば
大人とこどもが同じ立場で対等に話し合える場、安心して意見を言える場をつくってほし
いです。

ひと くら き
まわりの人と比べられたり、「こどもはこうあるべき」と決めつけられることがあります。

じぶん かのうせい しん じぶん こせい ひとり ひと む あ
自分の可能性を信じられる自分であるために、個性をもった一人の人として向き合って、

ゆめ がんば そんちょう おうえん せいちょう みまも
夢や頑張りたいことを尊重し、応援して、成長を見守ってほしいです。

しっぱい みと ちょうせん
わたしたちは、失敗を認めてもらい、たくさん挑戦していきたいです。

ちょうせん しっぱい みまも う い おうえん
挑戦や失敗を見守り、受け入れて、応援してほしいです。

じぶん みらい じぶん き せいちょう つづ かんきょう ていきょう
自分の未来を自分で決めて成長を続けられる環境を提供してほしいです。

けんり まも かん ひみつ まも あんしん そうだん
「こどもの権利」が守られていないと感じたときに、秘密が守られ安心して相談できる
ばしょ みちか
場所が身近にほしいです。

けんり しゅちょう しんらい ひと たす ばしょ ようい
「こどもの権利」を主張できて、信頼できる人に助けてもらえる場所を用意してほしいで
す。

ぶんきょうく せんげん
文京区の宣言

すべ ひとりひとり さんざい
全てのこどもは、一人一人がかけがえのない存在です。

けんこう じぶん そだ う けんり も
健康に、自分らしく育つために、生まれながらに権利を持っています。

ぶんきょうく じどう けんり かん じょうやく りねん もと けんり
文京区は、児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもの権利について、こどもも
おとな ただ し いっしょ まも じつげん め ざ じょうれい せいてい
大人もみんなが正しく知って、一緒に守っていくまちの実現を目指して、この条例を制定し
ます。

1 もくてき 目的

じょうれい じどう けんり かん じょうやく かんが ぶんきょうくぜんたい けんり
この条例は、児童の権利に関する条約の考えをもとに、文京区全体でこどもの権利
たいせつ まも すこ せいちょう ささ もくてき
を大切に守り、こどもの健やかな成長を支えていくことを目的とします。

2 言葉の意味

- (1) 「こども」とは、^{くない ざいじゅう ざいがく ざいきん とうくない せいかつ かつどう さいみまん}区内に在住し、在学し、在勤する等区内で生活し、活動する18歳未満
^{ひと およ}の人及びこれらの人と等しく^{ひと ひと けんり みと}権利を認めることが^{てきとう}適当である^{ひと}人のことをいいます。
- (2) 「保護者」とは、^{ほ ご しゃ}こどもの親、^{おや さとおや}里親その他の親に代わり^{た おや か}こどもを^{よういく}養育する^{ひと}人のことをいいます。
- (3) 「区民等」とは、^{く みんとう}区内に在住し、^{くない ざいじゅう ざいがく ざいきん}在学し、在勤する人並びに^{ひとなら}区内で^{くない かつどう}活動する^{じぎょうしゃおよ}事業者及び^{だんたい}団体のことをいいます。
- (4) 「育ち学ぶ施設」とは、^{そだ まな しせつ}保育所、^{ほいくしょ}幼稚園、^{ようちえん}学校その他の^{がっこう}こどもが^た育ち、^{そだ まな また}学び又は^{かつどう}活動するために^{りよう}利用する^{しせつ}施設のことをいいます。

3 基本理念

- こどもの権利は、次に定める^{けんり つぎ さだ}考え方を^{かんが かた}基本理念として、^{きほんりねん}保障されなければなりません。^{ほしょう}
- ① 全てのこどもは、^{すべ}人種、^{じんしゅ}国籍、^{こくせき}性別、^{せいべつ}性的指向、^{せいできしこう}性自認、^{せいじにん}意見、^{いけん}障害、^{しょうがい}経済状況等^{けいざいじょうきょうとう}どんな理由でも^{りゆう}差別されません。^{さべつ}
- ② 全てのこどもは、^{すべ}命が^{いのち}守られ、^{まも}持つて^も生まれた^う能力を^{のうりよく}十分に^{じゅうぶん}伸ばして^の成長できる^{せいちょう}よう、^{いりよう}医療、^{きょういく}教育、^{せいかつ}生活への^{しえんとう}支援等^うを受けることが^{ほしょう}保障されます。
- ③ 全てのこどもは、^{すべ}自分に関係のある^{じぶん}事柄について^{かんけい}自由に^{ことがら}意見を^{じゆう}表すことが^{いけん}でき、^{あらわ}こどもの^{いけん}意見は、^{ねんれい}こどもの年齢や^{せいちょう}成長の程度に^{ていど}応じて、^{おう}十分に^{じゅうぶん}尊重されます。^{そんちょう}
- ④ こどもに関することが^{かん}決められ、^き行われるときは、^{おこな}そのこどもにとって^{もつと}最も^よ善いこと^{なに}は何かを^{だいいち}第一に^{かんが}考えます。

4 こどもの権利

こどもは、^{かてい}家庭、^{そだ まな しせつ}育ち学ぶ施設、^{ちいきしゃかいとう}地域社会等の^{ばめん}あらゆる^{とく つぎ かか}場面において、特に次に掲げる^{けんり}権利が^{ほしょう}保障されます。

あんしん い す けんり
【安心して生きる、過ごすための権利】

- ① いのち まも およ そんちょう
命が守られ、及び尊重されること。
- ② けんこうてき せいかつ ひつよう いりよう ぎょうせい とう う
健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること。
- ③ あんぜん あんしん す
安全・安心に過ごせること。
- ④ かぞく たいせつ ひと いっしょ す
家族や大切な人と一緒に過ごせること。

せいちょう かのうせい かん けんり
【成長と可能性に関する権利】

- ⑤ あそ まな およ やす
遊び、学び及び休めること。
- ⑥ さまざま ぶんか げいじゆつ とう ふ およ した
様々な文化、芸術、スポーツ等に触れ、及び親しめること。
- ⑦ く かえ ちょうせん
繰り返し挑戦できること。
- ⑧ てきせつ ほいく きょういく せいかつ しえんとう う も う のうりよく じゅうぶん の
適切な保育と教育、生活への支援等を受け、持って生まれた能力を十分に伸ばし
て育つことができること。
- ⑨ こせい みと じぶん かのうせい たいせつ
個性が認められ、自分の可能性が大切にされること。

ひつよう しえん う まも けんり
【必要な支援を受け、守られる権利】

- ⑩ なや こま とう そうだん
悩んでいること、困っていること等を相談できること。
- ⑪ こどもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
- ⑫ しんたいてきまた せいしんてき ぼうりよく さくしゅ ゆうがい ろうどうとう まも
身体的又は精神的な暴力、搾取、有害な労働等から守られること。
- ⑬ じんしゅ こくせき せいべつ せいてきしこう せいじにん いけん しょうがい けいざいじょうきょうとう りゆう
人種、国籍、性別、性的指向、性自認、意見、障害、経済状況等を理由としたあらゆる
差別や虐待、いじめ等を受けずに安心して生きていくことができること。
- ⑭ はったつ おう けんり
こどもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること。

いけんとう ひょうめい なかま かん けんり
【意見等の表明と仲間づくりに関する権利】

- ⑮ じぶん いけん かんが きも とう ひょうめい そんちょう
自分の意見、考え、気持ち等を表明し、それが尊重されること。
- ⑯ なかま あつ
仲間をつくり、集まれること。

5 区くの役割やくわり

- (1) 区くは、こどもの権利けんりを保障ほしょうするための施策しきくを推進すいしんし、こどもが安心あんしんして暮らすことができる環境かんきょうをつくる取組とりくみを行うものとしします。
- (2) 区くは、保護者ほごしゃが安心あんしんして子育てこそだに取り組めるよう、必要ひつような支援しえんを行うものとしします。
- (3) 区くは、区民等くみんとう及び育ち学ぶ施設そだ まな しせつ きょうりょくと協力かつどうするとともに、その活動しえんを支援するものとしします。
- (4) 区くは、国くに、都とその他の関係機関かんけいきかんと連携れんけいし、こどもの権利けんりが広く保障ひろ ほしょうされるための取組とりくみの実施じっしに努めるものとしします。

6 保護者ほごしゃの役割やくわり

- (1) 保護者ほごしゃは、家庭かていがこどもの健やかな成長すこに大切な場せいちょうであること並びにこどもの養育たいせつ及び成長ばに第一ならの責任よういくがあることを認識およ せいちょう だいいちし、こどもの権利せきにんを保障にんしきするよう努めるものとしします。
- (2) 保護者ほごしゃは、必要ひつように応じて、区く、区民等くみんとう、育ち学ぶ施設そだ まな しせつ きょうりょくの協力およ せいちょう及び支援しえんを受けながら、こどもが健やかに成長すこできるよう努めるものとしします。

7 区民等くみんとうの役割やくわり

- (1) 区民等くみんとうは、こどもの権利けんりについて理解りかいを深め、こどもの権利ふかを保障けんりするよう努めるものとしします。
- (2) 区民等くみんとうは、地域社会ちいきしゃかいがこどもの健やかな成長すこに重要な役割せいちょうを持っていることを認識じゅうようし、こどもが健やかに育ち、安心やくわりして過ごすことができるよう、地域社会全体もでこどもを見守りにんしき、支援みまもするよう努めるものとしします。
- (3) 事業者じぎょうしゃは、働く人はたらが仕事ひとと子育てしごとを両立こそだできる環境りょうりつづくりに努めるものとしします。

8 育ち学ぶ施設の役割

- (1) 育ち学ぶ施設は、育ち学ぶ施設がこどもの健やかな成長に重要な役割を持っていることを認識し、こどもが自分で考え、遊び、学び、活動することができるよう支援を行い、こどもの権利を保障するよう努めるものとします。
- (2) 育ち学ぶ施設は、保護者及び区民等に対して、育ち学ぶ施設の運営等に関する情報提供を行い、お互いに協力しながら施設を運営するように努めるものとします。

9 こどもの意見等の表明と参加

- (1) こどもは、自分の意見等を表明するとともに、社会的活動に参加することができ、こどもの意見は、こどもの年齢や成長の程度に応じて、十分に尊重されます。
- (2) 区は、こどもが自分の意見等を表明し、社会的活動に参加する機会の確保に努めるものとします。
- (3) 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、その活動においてこどもの意見等の反映又はこどもの参加に努めるものとします。
- (4) 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもの意見等の表明及びこどもの社会的活動への参加を促進するため、こどもがその大切さ及び方法について学び、必要な情報を得ることができるよう努めるものとします。
- (5) 区及び育ち学ぶ施設は、意思表示の方法が多様であることを考慮し、こどもの意思をくみ取り、必要に応じてこどもの意見等を代弁するように努めるものとします。

10 こどもが安全・安心に過ごすことができる環境づくり

- 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもがありのままの自分でいられて、安全・安心に過ごすことができる環境づくりに努めるものとします。

11 こどもの居場所づくり

く ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな しせつ あそ まな た かつどう
区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが遊び、学びその他の活動をする
もに、ゆったりとあんしん やす ひつよう いばしょ つと
に、ゆったりと安心して休むために必要な居場所づくりに努めるものとします。

12 育ちと学びの環境づくり

く ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな しせつ しんしん じょうきよう お かんきようとう
区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもの心身の状況、置かれている環境等
おう のぞ そだ まな かんきよう つと
に、こどもが望むように育ち、学ぶことができる環境づくりに努めるものとします。

13 安心して相談できる環境づくり

く ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな しせつ なや こま とう
区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが悩んでいることや困っていること等
きがる あんしん そうだん かんきよう つと
について、ためらわず気軽に安心して相談できる環境づくりに努めるものとします。

14 虐待、体罰、いじめ等の権利侵害の防止

だれ たい ぎゃくたい たいばつ とう けんりしんがい おこな
(1) 誰であっても、こどもに対して虐待、体罰、いじめ等の権利侵害を行ってはなりません。

く ほごしゃ くみんとうおよ そだ まな しせつ たい ぎゃくたい たいばつ とう
(2) 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもに対する虐待、体罰、いじめ等の
けんりしんがい ぼうしおよ そうきはっけん つと
権利侵害の防止及び早期発見に努めるものとします。

く およ そだ まな しせつ ぎゃくたい たいばつ とう けんりしんがい う てきせつ
(3) 区及び育ち学ぶ施設は、虐待、体罰、いじめ等の権利侵害を受けたこどもを適切
じんそく きゅうさい かんけいき かん れんけい ひつよう しえん おこな
く迅速に救済するため、関係機関と連携し、必要な支援を行うものとします。

15 貧困の防止

く すべ だれひとり と のこ すこ そだ まな
区は、全てのこどもが誰一人取り残されことなく、健やかに育ち、学ぶことができる
くみんとうおよ そだ まな しせつ きょうりよく ひんこん ぼうし つと
う、区民等及び育ち学ぶ施設と協力して、こどもの貧困の防止に努めるものとします。

16 こどもの権利に関する普及啓発

- (1) 区は、こどもの権利について、こども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設に対して、周知し、又は学習の機会を設ける等の取組により、普及啓発を行うものとしします。
- (2) 区は、こどもが権利について学び、自分とほかの人の権利を大切にしようことができるよう必要な支援を行うものとしします。

17 こどもの権利に関する施策の推進

- 区は、全てのこどもの権利が保障されるよう、こども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設と協力して、こどもの権利に関する取組を推進するものとしします。

【こどもの権利擁護委員に関する規定】

18 こどもの権利擁護委員の設置

- (1) 区は、こどもの権利の侵害からの適切かつ速やかな救済を図るため、区長の附属機関として、文京区こどもの権利擁護委員(以下「権利擁護委員」といいます。)を置きます。
- (2) 権利擁護委員は、次に定める職務を担当します。
- ① こどもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
 - ② こどもの権利の保障についての必要な調査及び調整をすること。
 - ③ こどもの権利の侵害からの救済のため関係者に要請をすること。
 - ④ こどもの権利の侵害を防ぎ、又はこどもの権利を保障するための意見を表明すること。
 - ⑤ こどもの権利の侵害からの救済とこどもの権利の保障についての理解を広めていくこと及び関係者との協力の推進に関すること。

- (3) 権利擁護委員は、3人以内とし、人格が高潔で社会的信望があり、こどもの権利に
関して優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱します。
- (4) 委員の任期は、2年とします。ただし、再任されることができます。
- (5) 区長は、権利擁護委員が心身の故障のために職務を行うことができないと認める
とき、(3)に規定する委嘱の要件を満たさなくなったとき又は職務上の義務違反その他
の権利擁護委員としてふさわしくない行いがあると認めるときは、その職を解くこと
ができます。
- (6) 権利擁護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた
後も同様とします。

19 権利擁護委員の職務の進め方

- (1) 権利擁護委員は、職務を行うときは、こどもの意見等を聞き、その意見等を尊重す
るとともに、そのこどもにとって最も善いと考えられることを行うものとします。
- (2) 権利擁護委員は、公正かつ公平にその職務を行わなければなりません。
- (3) 権利擁護委員は、それぞれ独立してその職務を行います。ただし、必要に応じて
合議を行います。
- (4) 権利擁護委員は、自分に利害関係のある事案については、その職務を行うことがで
きません。
- (5) 権利擁護委員は、毎年度、その職務の実施状況について区長に報告しなければな
りません。
- (6) 区は、権利擁護委員の独立性と公正かつ公平に職務を行うことができる環境を
確保するために必要な協力及び支援を行うものとします。
- (7) 区民等及び育ち学ぶ施設は、こどもが権利擁護委員に相談等をしやすい環境を整
えるよう努めるとともに、権利擁護委員の職務に協力するよう努めるものとします。

20 けんりようごいいん そうだんとう 権利擁護委員への相談等

およ かんけい ひと けんりようごいいん けんり ほしょう
こども及びそのこどもに関係のある人は、権利擁護委員にこどもの権利の保障につい
ひつよう そうだん おこな また ようせい も いけん ひょうめい おこな
て必要な相談を行い、又は18(2)③の要請若しくは18(2)④の意見の表明を行うことを
もと
求めることができます。

21 けんりようごいいん ようせいおよ いけん そんちょうとう 権利擁護委員の要請及び意見の尊重等

- く くみんとうおよ そだ まな しせつ けんりようごいいん ようせいまた
(1) 区、区民等及び育ち学ぶ施設は、権利擁護委員から18(2)③の要請又は18(2)④の
いけん ひょうめい う そんちょう ひつよう とりくみ おこな つと
意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとしま
す。
- く とりくみ おこな ないよう けんりようごいいん ほうこく
(2) 区は、(1)の取組を行うときには、その内容を権利擁護委員に報告しなければなりま
せん。ただし、(1)の取組を行うことができないときは、理由を付けてそのことを権利
ようごいいん ほうこく
擁護委員に報告しなければなりません。